

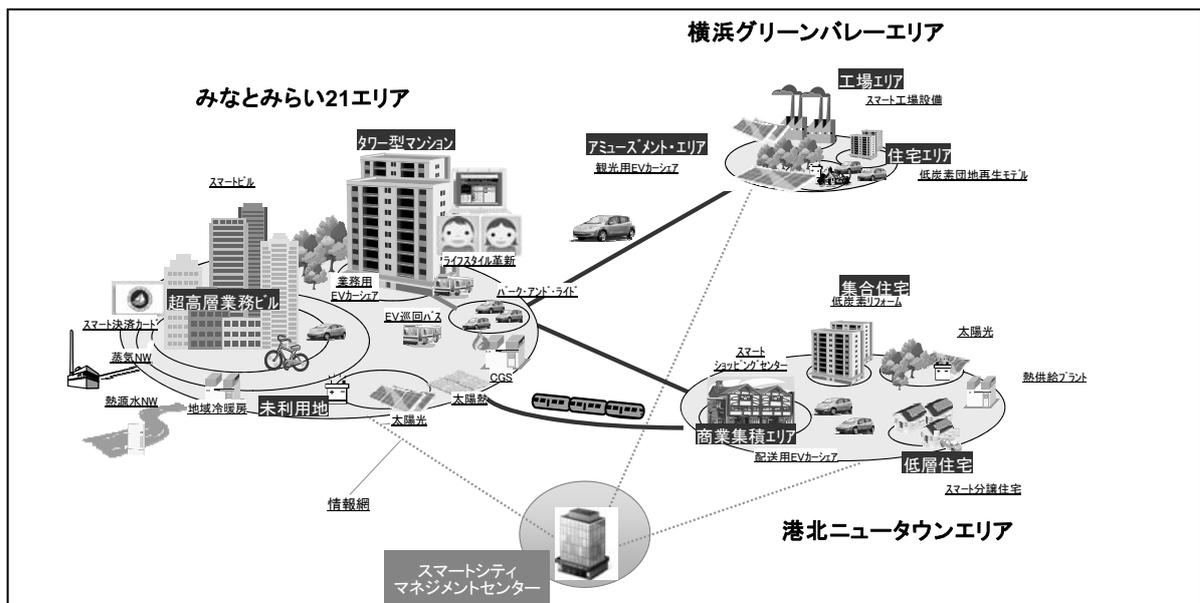
横浜スマートシティプロジェクトなど 地球温暖化対策に関する計画について

I 「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン公表

横浜市及び「横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）」の参加企業（アクセンチュア、東京ガス、東京電力、東芝、日産自動車、パナソニック、明電舎等）は、日本型スマートグリッドの構築を進める「YSCP」のマスタープラン（計画期間：平成22年度～平成26年度）を確定しました。

本プランにつきましては、8月11日に、林市長が経済産業省を訪問し、他の選定3地域（豊田市・けいはんな学研都市（京都府）・北九州市）の首長とともに直嶋正行・経済産業大臣へ提出しました。

1. YSCP が目指す将来像（イメージ）



2. 特色

- APEC の開催地みなとみらい21 地区で、住宅展示場で次世代のスマートハウスや電気自動車を展示、世界へ発信
- 横浜グリーンパワーモデル事業による再生可能エネルギーや HEMS の集中導入など、広く市民参加を募りながら大規模な需要家サイドも含めたエネルギーマネジメントを実施
- 3エリア※を中心に、新築と既築が混在し、市民が実際に暮らす既成市街地へのシステム導入を目指す
 - ※みなとみらい21 エリア：業務・商業ビル、高層マンション
 - 港北ニュータウンエリア：大規模な集合住宅、戸建住宅
 - 横浜グリーンパレーエリア（金沢区）：住宅団地、工業団地
- 平成26年度までに
 - ・実証エリアで約 64,000t-CO2 削減
 - ・太陽光発電約 27 メガワット、HEMS 約 4,000 世帯、電気自動車約 2,000 台を導入 等

3. 事業概要

事業主体	横浜市、アクセンチュア、東京ガス、東京電力、東芝、日産自動車、パナソニック、明電舎 等
対象地域	みなとみらい 21 エリア、港北ニュータウンエリア、横浜グリーンバレーエリア（金沢区）等
対象地域の規模	人口：約 42 万人（約 17 万世帯）／面積：約 60km ²
実証にかかる総事業費（5年間）	約 74,000 百万円

4. 主な実証内容

◆ 地域エネルギーマネジメントシステム（CEMS）の導入

定置型蓄電池と地域内に集中導入された一般世帯向けエネルギーマネジメントシステム（HEMS）や事業者向けエネルギーマネジメントシステム（BEMS）と連携し、地域内で集中導入された再生可能エネルギーの出力変動を吸収する。需要家サイドも含めて制御し、定置型蓄電池のみで出力変動するよりも、効率的な手法を探る。

※ 「HEMS」：家電機器や給湯機器など住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、自動制御・一元化するシステム。

※ 「BEMS」業務用ビルや工場、地域冷暖房といったエネルギー設備全体の省エネ監視・省エネ制御を自動化・一元化するシステム。

◆ 電気自動車（EV）の大量導入・充放電 EV を用いたエネルギーマネジメントの導入

各種普及促進策により、電気自動車（EV）を大量導入する。また、充放電 EV を開発し、太陽光発電等の再生可能クリーン電力の蓄電設備として活用することにより、EV の Well to Wheel での低炭素化※と太陽光発電の利用率向上を目指す。

※ 1 次エネルギーの採掘から車両走行までに排出される総 CO₂ の低減化

実証内容の詳細および、その他の実証内容については、
横浜スマートシティプロジェクトのマスタープランを御参照ください。

5. 事業スケジュール

平成 22～24 年度：スモールスタート

— 実用化の一步手前の技術を統合的なプラットフォームにおいて積極的に採用・技術検証

— 横浜グリーンパワーモデル事業に参加する事業者を募集・助成し、太陽光発電システムや HEMS の普及拡大

平成 25～26 年度：取組拡大

— 実証された技術の普及に向けたサービス形態や新規ビジネスの試行的導入により経済性検証

— 確立されたサービスの広域普及（制度設計との連携を含む）により社会システムとしての普及効果を検証

Ⅱ 「横浜市地球温暖化対策実行計画」の策定

1. 趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、計画期間が平成 22(2010)年度までとなっている現行法定計画の後継計画を策定します。

<現行法定計画の概要>

- ・「**横浜市地球温暖化対策地域推進計画**」（2001(H13)年策定、2006(H18)年改訂）
【対象】横浜市域から発生する温室効果ガス排出量
【目標】計画期間の 2010 (H22) 年度までに 6%削減（1990(H2)年度比）
- ・「**横浜市役所地球温暖化防止実行計画**」（2003(H15)年策定、2007(H19)年改訂）
【対象】横浜市役所から発生する温室効果ガス排出量
【目標】計画期間の 2010 (H22) 年度までに 25%削減（2000(H12)年度比）

2. 今回策定する計画の概要（温対法に基づく記載要件等）

(1) 計画の名称

平成 20 年 6 月の温対法改正により、従来の地域推進計画を「**横浜市地球温暖化対策実行計画<区域施策編>**」、同じく市役所実行計画を「**横浜市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>**」と称します。

(2) 主な法定記載事項

- ・計画期間、実行計画の目標、実施する措置の内容、その他必要な事項（*法第20条の3第2項*）
- ・区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制に関する事項（*法第20条の3第3項*）

ア 計画期間（温対法が求める短期・中期・長期の計画期間）

短期は、「横浜市中期4か年計画（素案）」と同じ2013（H25）年まで、中期及び長期は、国が掲げている目標と同じ2020年、2050年とします。

イ 目標設定（現時点の案）

「CO-DO30」（横浜市脱温暖化行動方針）を礎として、国が掲げている目標「温室効果ガス排出量を **2020年までに25%、2050年までに80%削減（1990年比）**」の達成を目指します。

ウ その他

計画の策定にあたっては、市の任意計画として策定した「CO-DO30」を礎に、本年4月に国の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に採択された「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」を加えるなど、施策の拡充・加速化を図ります。

3. スケジュール（予定）

平成 22 年 9 月 環境創造・資源循環委員会説明（計画策定について）

23 年 1 月頃 素案作成、環境創造・資源循環委員会説明（素案・パブコメについて）、
パブリックコメント実施

4 月 計画策定、公表